

## 次第2 諮問書

諮問第1号  
平成29年9月6日

和泉市個人情報保護審査会  
会長 森口 佳樹 様

和泉市長 辻 宏康

### 留置施設等収容情報通知制度による個人情報の取得及び提供について（諮問）

留置施設等収容情報通知制度協定書締結（以下「本制度」という。）に伴う個人情報の取得及び提供について、和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 諮問理由

生活保護法に基づき保護している者（以下「被保護者」という。）が逮捕・勾留となった場合、その者には刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により食事や医療が提供されることになるため、生活保護費の支給停止等の保護決定が必要ですが、保護適用の実施機関である自治体でその事実の把握が遅れると、本来支給する必要のない生活保護費の過払いが発生してしまうこととなります。

そこで、和泉市福祉事務所及び大阪府警察犯罪抑止戦略本部が協定書を結び、被保護者又は被保護者と認められる者が逮捕・勾留となった場合にその事実を大阪府警察犯罪抑止戦略本部から和泉市福祉事務所に対して通知することにより、生活保護法による保護と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める処遇の二重の保護（支給）を防ごうとするものです。

本制度において、被収容者の個人情報を取得及び提供することがあるため、条例第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づき、被収容者の個人情報を取得及び提供することについて、諮問します。

#### 2 連携を行う関係機関

- ① 和泉市福祉事務所（以下「和泉市」という。）
- ② 大阪府警察犯罪抑止戦略本部（以下「大阪府警」という。）

### 3 通知対象事案及び通知方法

#### (1) 大阪府警から和泉市へ

対象事案	被保護者又は被保護者であると認められる者が逮捕された後、勾留が決定されたとき。
通知方法	各警察署等から上記報告を受けた大阪府警の情報取扱担当者から和泉市の情報取扱担当者に電話にて通知を行う。

#### (2) 和泉市から大阪府警へ

対象事案	上記(1)により大阪府警から通知された者につき、被保護者に該当しなかったとき。
通知方法	和泉市の情報取扱担当者はその個人情報を廃棄し、その旨を大阪府警の情報取扱担当者に電話にて通知を行う。

### 4 通知される個人情報等の内容と理由

#### (1) 大阪府警から和泉市へ

個人情報の内容	理由
①氏名	逮捕・勾留された者が被保護者であるか否かの確認をするため。
②生年月日	
③性別	
④勾留後の留置先	逮捕・勾留された者が被保護者であった場合に、保護の変更・決定を行うため。
⑤逮捕年月日	

#### (2) 和泉市から大阪府警へ

個人情報の内容	理由
被保護者に該当しないという情報	和泉市で不要な個人情報を廃棄する必要があるため。

### 5 利用の必要性

生活保護法による保護と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める処遇の二重の保護（支給）を未然に防ぐためには、被保護者又は被保護者と認められる者が逮捕・勾留となった場合に大阪府警からその収容情報を取得することが必要であり、当該被収容者が被保護者であるか否かの確認のために必要な個人情報及び保護の変更・決定に必要な個人情報の連携は不可欠です。

このため、本制度の利用により、生活保護制度の適正化が期待されるものであり、制度の導入の必要があるものです。

## 6 個人情報の保護措置

- ①和泉市及び大阪府警において情報取扱担当者を限定
- ②和泉市において被保護者に該当しない場合は個人情報を廃棄
- ③和泉市及び大阪府警において、帳票類は施錠設備のあるロッカーで管理

## 7 府内市町村の状況

自治体	試行実施	本格実施
大阪市	H26. 7. 1～	H28. 4. 1～
東大阪市	H28. 1. 1～	H29. 1. 1～
堺市	H29. 1. 1～	未実施

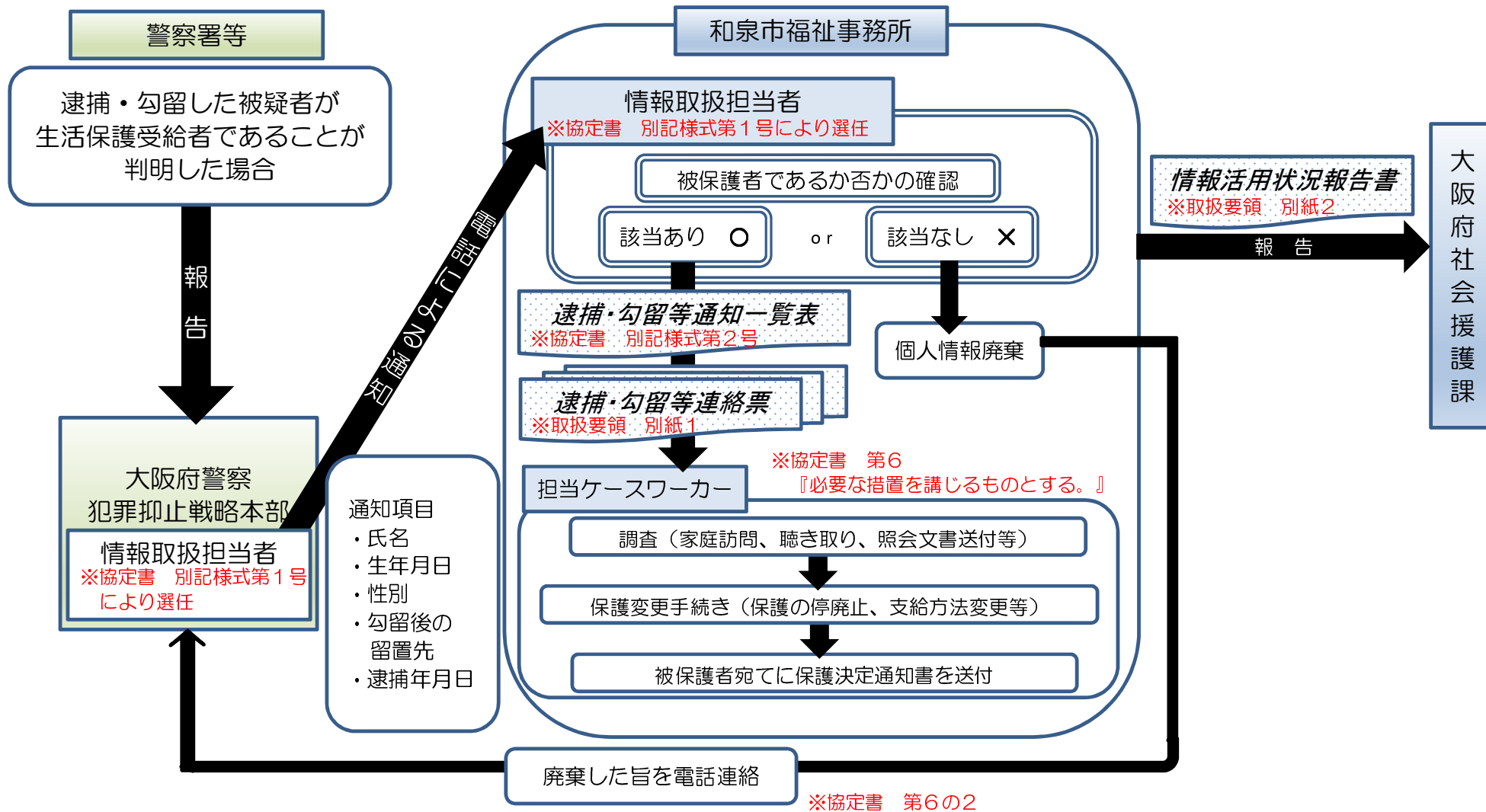
※上記3市以外の府内実施機関は、全て今回での制度導入を予定。

## 8 今後のスケジュール

時期（予定）	事項	備考
H30.2月	大阪府個人情報保護審議会へ諮問	大阪府個人情報保護審議会の開催までに市の個人情報保護審査会の答申必要
H30.3月	大阪府個人情報保護審議会の答申	
H30.4月～5月	大阪府警との協定書の締結	
H30.7月～	本制度の試行実施	本格実施時期は未定

# 留置施設等收容情報通知制度の流れ

## 次第2 資料1



生活保護法による被保護者の勾留時における通知に関する協定書（案）

大阪府警察犯罪抑止戦略本部（以下「甲」という。）と和泉市福祉事務所（以下「乙」という。）は、相互に連携して生活保護制度の適正化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 本協定は、現に乙が実施機関として生活保護法に基づき保護している者（以下「被保護者」という。）が逮捕された後、勾留が決定された場合、乙に通知することによる捜査への支障のない場合に、甲から乙へ被保護者が逮捕された後、勾留された事実を通知することで、生活保護法による保護と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に定める処遇の二重の保護（支給）を防ぎ、生活保護制度の適正化を図ることを目的とする。

（協定期間）

第2 この協定の有効期間は、平成〇〇年〇月〇日から効力を発し、甲又は乙から協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（通知事項）

第3 この協定により、甲が乙に対し、通知する内容は、被保護者又は被保護者と認められる者の氏名、生年月日、性別、勾留後の留置先及び逮捕年月日とする。

（通知）

第4 甲は、被保護者又は被保護者と認められる者が逮捕された後、勾留が決定されたときは、通知事項を乙に通知するものとする。

2 甲は、捜査上、乙に通知することによる支障があると認められるときは、乙に対し、通知を控えるものとする。

（連絡体制等）

第5 甲及び乙は、それぞれの情報取扱責任者、情報取扱統括担当者及び情報取扱担当者を選任し、別記様式第1号の情報取扱者選任通知書に記載の上、相互に通知しておくものとする。

2 通知の方法

甲から乙に電話で通知するものとする。

3 送受信簿の備付け

甲及び乙は、それぞれ別記様式第2号の簿冊を備え付けて整理の上、適正に管理しておくものとする。

4 連絡体制変更時の措置

人事異動等により連絡体制に変更がある場合は、速やかに情報取扱責任者等を選任し、別記様式第1号の情報取扱者選任通知書により相互に通知するもの

とする。

(乙の措置)

第6 乙は、甲から通知を受けたときは、速やかに生活保護受給の有無を確認し、事実確認を行った上で、必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、甲から通知を受けた内容に関して確認した結果、被保護者に該当しないことが判明した場合は、速やかに甲から提供を受けた個人情報を廃棄し、甲にその旨連絡するものとする。

(情報の管理)

第7 乙は、この協定書の規定に基づき取得した個人情報については、和泉市個人情報保護条例第11条の規定に基づいて適正に管理し、事務の目的の達成に必要な範囲以外に使用しないものとする。

2 甲及び乙は、大阪府個人情報保護審議会の求めに応じて個人情報を提供できるよう、必要な情報を集約・管理しておくものとする。

3 甲及び乙は、本制度の運用に当たり、個人情報の取扱いに問題や疑義が生じた場合は、直ちに運用を停止するものとする。

(配意事項)

第8 乙は、甲からの通知のみに頼ることなく、自ら生活保護費支給の要否に必要な調査等を行うものとする。

2 甲及び乙は、生活保護の適正化を推進するにあたり、その他の事象についても必要があるときは相互に連携して取り組むものとする。

(協議)

第9 甲及び乙は、この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定事項に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大阪府警察犯罪抑止戦略本部  
大阪府警察犯罪抑止戦略本部長 ○○ ○○

乙 和泉市福祉事務所  
和泉市福祉事務所長 辻林 茂保

殿

長

情報取扱者選任通知書

平成 年 月 日付で貴本部（貴福祉事務所）と締結した協定書に基づき、情報取扱責任者、情報取扱統括担当者及び情報取扱担当者を選任したので、次の通り通知します。

責任者	
連絡先	
連絡先番号	
統括担当者	
担当者	
担当者	

※ 定期異動などにより情報取扱責任者、情報取扱統括担当者及び情報取扱担当者に変更があった場合は、速やかに新たな担当者を選任した上で、遅滞なく相互に連絡を実施すること。





和泉市訓令

生きがい健康部生活福祉課

和泉市における留置施設等収容情報通知制度の運用に関する取扱要領を次のように定める。

平成 年 月 日

和泉市長 辻 宏康

和泉市における留置施設等収容情報通知制度の運用に関する取扱要領（案）

#### 1 目的

逮捕・勾留により、被保護者が留置施設等へ収容された際の収容事実について、大阪府警察から通知を受ける制度（以下「通知制度」という。）を厳正に運用し、適正な保護を実施する。

#### 2 通知対象者

大阪府警察において、逮捕後に勾留決定した者のうち、実施機関として生活保護法に基づき保護していると認められる者

#### 3 通知内容

- (1) 通知対象者の氏名
- (2) 通知対象者の生年月日
- (3) 通知対象者の性別
- (4) 通知対象者を勾留決定した後の留置先
- (5) 通知対象者を逮捕した年月日

#### 4 通知の流れ

- (1) 「生活保護法による被保護者の勾留時における通知に関する協定書」に基づき、実施機関において大阪府警察から収容情報について通知を受ける。
- (2) 実施機関の情報取扱担当者は、通知内容について生活保護の受給状況を確認した上で「逮捕・勾留等通知一覧表」を作成し保管する。また、保護受給の該当が無い情報については直ちに廃棄し、その旨を大阪府警察連絡する。

- (3) 実施機関の情報取扱担当者は「逮捕・勾留等通知一覧表」に集約した情報を基に、該当者毎に「逮捕・勾留等連絡票」(別紙1)を作成して出力し、速やかに査察指導員又は地区担当者にその情報を伝達する。
- (4) 査察指導員又は地区担当者は、情報を基に必要な調査(確認)を行いその内容をケース記録に記載し、支払方法の変更等、必要な決定を行い、「逮捕・勾留等連絡票」とともにケースファイルに保管する。
- (5) 大阪府警察から情報の通知を受けてから、査察指導員又は地区担当への情報到達については、当日のうちに言うよう努めることとする。

## 5 措置等の実施

実施機関は「逮捕・勾留等連絡票」を作成した場合は、電話連絡や臨時訪問等にて被保護者の居所(居住)を確認し、実施要領に基づき必要な保護変更を行う。

## 6 情報活用状況報告

福祉事務所は、情報活用結果を「情報活用状況報告書」(別紙2)により大阪府の生活保護担当課に報告する。

## 7 取り扱いの留意事項

- (1) この通知制度にかかる情報は、警察署において被留置者本人からの聞き取りや捜査等によって、大阪府警察から提供されるものであることに留意し、情報を得た上で実施機関としても必要な確認を行う。
- (2) この通知制度は、被保護者が逮捕された後、勾留が決定された事実を通知することで、生活保護法による保護と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に定める処遇の二重の保護(支給)を防ぎ、生活保護制度の適正化を図ることを目的とするため、通知があった場合速やかに生活保護受給の有無を確認し、事実確認を行った上で、必要な措置を講じるものとする。
- (3) この通知制度は、収容事実について警察から報告を受けるものであって、犯罪内容やそれ以降の留置予定等の情報を得るためのものでないことに留意する。
- (4) この通知制度にかかる情報は、個人情報であることから、本来はケースファイルにのみ保管される情報であり、福祉事務所の情報取扱担当者は、事務の目的が完了した後速やかに、伝達に要したデータを廃棄することとする。

## 附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

